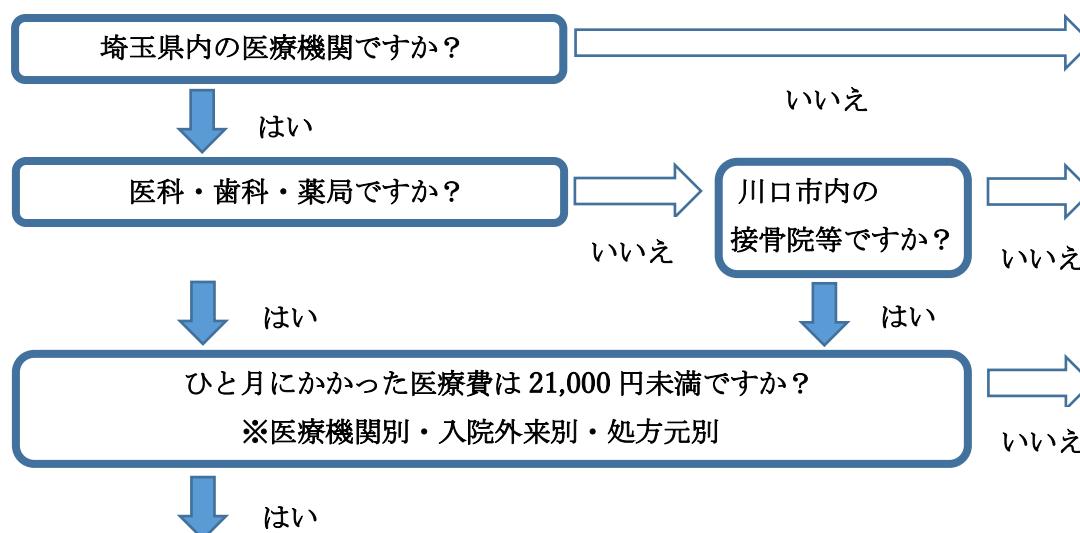


重度心身障害者医療費助成制度のご利用方法について

下記のフローチャートを参考に、医療費の申請方法をご確認ください。



※埼玉県内であっても、現物給付を実施しない医療機関もございますので、
詳細につきましては、各医療機関にお問い合わせください。

※川口市内の接骨院等については、川口市と現物給付に関する協定を締結した
市内施術所等のみが対象です。現物給付を実施していない場合は償還払いに
なります。詳細につきましては、障害福祉課手帳係にお問い合わせください。

償還払い(窓口で支払った後、申請をいただいたうえで支給)になります。

医療機関等の窓口でひと月にかかった医療費を全額お支払い後、
医療費支給申請書に領収書を添付するか、医療機関の証明を受け、
川口市に医療費支給の申請をしてください。

後日、指定された口座に振り込みます。

申請書の記入方法については、次のページをご参照ください。

※申請書は川口市のホームページからダウンロードすることができます。

(このパンフレットの表紙にホームページのQRコードおよびURLの記載
がございますのでご利用ください。)

重度心身障害者医療費助成制度は、

医療保険適用の医療費を助成する制度です。

介護保険利用分や自費分(予防接種代、文書料、入院時の食事代やベッド代など)は支給対象外ですので、申請の際はご注意
ください。